

頂いたご意見と国土交通省の考え方

	ご意見	国土交通省の考え方
1	前面ガラスに貼付する保安基準適合標章の大きさは現在のままでよい。	前面ガラスに貼付できるものは、運行の安全を確保する観点から極力小さいものが望ましいと考えております。したがって、これまで前面ガラスに貼付することが認められている標章等の寸法を参考に、適合標章を半分に折り込むこととし、折り込んだもののみ貼付を認めることとしました。
2	貼付け位置を指定する場合には、助手席側前面ガラスの下角又は上角(定期点検ステッカーの下)を貼付け可能箇所としていただきたい。	運行の安全を確保する観点から、貼り付け位置は基本的に車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部としますが、この位置に貼り付けた時に、適合標章に記載された有効期間等の識別が困難となる場合にあっては、前面ガラスの上部であって運転席から最も遠い位置等とする予定です。
3	二輪車については、前面表示の対象外とし、車体に貼付け表示してあれば可としていただきたい。	二輪車であっても、その前面に見易いように表示する必要があると考えています。
4	適合標章の様式を改正することにより、有効期間日の文字サイズの規定を変更することがないようにしていただきたい。	有効期間日の文字サイズは現行のままとしています。
5	保安基準適合標章の様式見直しによる前面ガラスへの貼付について、改正様式の保安基準適合標章を前面ガラスに貼付し表示する際は、カードケース等に収納することは不要として頂きたい。 また、その際は貼付方法として、当該標章の上下又は左右部分をテープ等を用いて貼付することをお認め頂きたい。	保安基準適合標章を前面ガラスに貼付する場合は、カードケース等への収納を不要とする予定です。 また、貼付にあたって保安基準第29条の規定に適合するものであれば、テープでの貼付でも差し支えありません。